**明治大学校友会東京都東部支部会則抜粋**

**第3章　役　員　等**

第8条（選 任）

1. 支部長及び監査委員は会員総会（以下「総会」という。）で選任する。
2. 幹事長及び本部会則第１８条第２項第５号に規定する代議員は、支部長が指名し総会に報告するものとする。
3. 副幹事長、幹事、会計幹事は、支部長が指名し総会に報告するものとする。

**第４章　会　　議**

第16条（総　会）

1. 本会は毎年１回６月末日までに定時総会を開催する。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを開催することができる。
2. 支部長は、総会開催日より２週間前に、付議事項を記載した文書を本会のホームページに掲載して公開する。
3. 総会は、支部長が招集し、議長となる。
4. 総会の議事は、出席者（特別会員を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5. 総会の議事録は、議長及び出席者のうちから議長が指名した２名以上の者が署名のうえ本会の事務所に保存し、会員の閲覧に供する。

**第5章　活動年度・会計等**

第19条 (活　動　年 度)

1. 本会の活動年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第22条（活動計画・報告及び予算決算）

1. 支部長は、翌年度の活動計画書及び予算書並びに当年度の活動報告書及び決算書を毎年４月末日までに作成し、監査委員の監査を受け、支部役員会の議を経て確定し、直後に開催する支部総会において、これらの承認を得なければならない。
2. 支部長は、前項の書類に支部役員会の議事録及び監査委員の監査報告書を添えて、毎年５月末日までに本部会長に報告しなければならない。

**第6章　その他**

第24条（変更の届出）

会員は氏名、住所、職業及び勤務先に変更があった場合、遅滞なく本部又は本会に届け出るものとする。